

議案第 35 号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表学校の在り方検討委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づく学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議をし、教育委員会に意見の具申をすること。
---------	--

別表第 2 項の表訪問型家庭教育支援推進協議会の項の次に次のように加える。

学校部活動地域展開推進協議会	本市の中学校及び義務教育学校の後期課程における部活動の地域展開の推進に関する事その他教育委員会が別に定める事項について調査又は審議をし、教育委員会に報告すること。
----------------	---

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表学校産業医の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	年額	12,000円
---------	----	----	---------

別表第3第2項の表訪問型家庭教育支援推進協議会の項の次に次のように加える。

学校部活動地域展開推進協議会	委員長	日額	5,500円
	委員	日額	4,800円